

県たばこ税

県たばこ税は、卸売業者などが小売店にたばこを売渡すときに課税され、みなさんがお買いになるたばこの代金に含まれています。

【納める人】

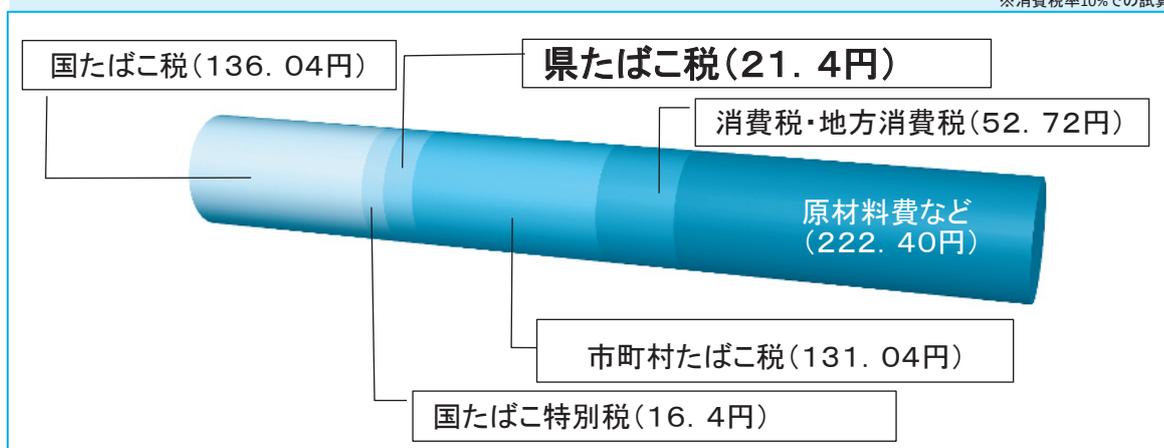
製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)又は卸売販売業者

【納める額】

時期	納める額
令和3年10月1日～	1,000本当たり 1,070円

580円のたばこ1箱(20本入り)に含まれている税金

※消費税率10%での試算



【申告と納税】

製造たばこの製造者等が、毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告し、納付します。

【免税】

以下に掲げる売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、税金がかかりません。

- 1 製造たばこの輸出または輸出目的で行われる輸出業者への売渡し
- 2 日本と外国間を往来する日本の船舶・飛行機の船用品・機用品とするための売渡し
- 3 品質の悪変、包装の破損・汚染など、販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- 4 課税済の製造たばこの売渡しまたは消費等

たばこを買うなら県内で買いましょう！